

シルバー人材センター利用契約書

(以下「発注者」という。)と広川・湯浅広域シルバー人材センター(以下「センター」という。)とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員(以下「会員」という。)に対して 業務(以下「本件会員業務」という。)を委託するに当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

第1条(会員への業務の委託)

発注者は、シルバー人材センター利用規約(以下「利用規約」という。)に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

第2条(業務の対価)

本件会員業務に係るセンター業務委託料(利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。)の額及び会員業務委託料(利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。)の合計額は、金 円とする

第3条(有効期間)

本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、期間満了日の ヶ月(又は日)前までに発注者又はセンターのいずれかから更新を拒絶する旨の意思表示がなされない限り、本契約の有効期間は、1年間自動で更新されるものとし、その後も同様とする。

第4条(合意管轄)

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、和歌山地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5条(その他)

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

令和 年 月 日

(住 所)
(相手方名称)

(センター住所)
(センター名称)